

**指定短期入所生活介護事業所 双海夕なぎ荘 重要事項説明書**  
**(介護予防短期入所生活介護サービス)**

1. 施設の概要

(1) 施設経営法人

- 法人名 社会福祉法人 双海夕なぎ会
- 法人所在地 愛媛県伊予市双海町上灘甲5269番地1
- 電話番号 089-986-0055
- 代表者氏名 理事長 亀岡 幹児
- 設立年月日 平成9年7月24日

(2) 施設の名称

- 施設名 指定短期入所生活介護事業所 双海夕なぎ荘
- 施設所在地 愛媛県伊予市双海町上灘甲5269番地1
- 電話番号 089-986-0055  
FAX 089-986-0388
- 管理者 施設長 長尾 泰
- 介護保険指定番号 愛媛県 3873500288 号
- 指定年月日 平成19年4月1日
- 入所定員 10人

※当事業所は特別養護老人ホーム双海夕なぎ荘に併設されています。

(3) 指定短期入所生活介護事業の目的と運営方針

指定短期入所生活介護事業所は、介護保険法令に従い、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことが出来るように支援することを目的として、利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等と介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

『運営方針』

施設は、利用者の処遇に関する介護予防短期入所サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行うことにより、心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、要介護状態にならないように予防することを目的とする。

(4) 居室の概要

当施設では以下の居室・設備を用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	10室	
2人部屋	7室	
4人部屋	9室	
合計	26室	（うちショートステイ10床）
食堂		121.04㎡
機能訓練室		96㎡
浴室		一般浴室、特別浴室
医務室		22.15㎡

※居室は、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合があります。

(5) 職員の配置状況

（令和6年4月1日現在）

職種	常勤	非常勤	夜間	業務内容
施設長	1			施設管理者
事務員	3			事務処理
生活相談員	1			相談・支援業務
介護職員	2	4	2	療養生活の世話
看護職員				医学的管理・療養生活の世話
介護支援専門員				ケアプラン作成・管理
管理栄養士	1			給食・栄養管理
機能訓練指導員	1			レク・リハビリテーション
医師（嘱託）		3		医学的管理
宿直員（委託）		2	1	夜間宿直業務
用務員	2			洗濯・清掃等
計	11	9	3	

(6) 主な職種の勤務体系

- ・医師（内科） 隔週火・水曜日 15時～16時  
（精神科） 隔週木曜日 10時～11時
- ・介護職員（早出） 7時～16時 （日勤） 8時30分～17時30分  
（遅出） 10時～19時  
（夜勤） 17時～翌朝9時
- ・看護職員（日勤） 8時30分～17時30分  
（遅出） 9時00分～18時00分

## 2. サービスの概要

- ①介護予防短期入所生活介護サービス計画の立案・作成
  - ②食事 献立・栄養管理等、管理栄養士が管理  
朝食 8時～8時40分 昼食 12時～12時40分  
夕食 18時～18時40分
  - ③入浴 週2回実施（入浴不可の場合は清拭を実施）
  - ④健康管理 医師、看護職員が管理
  - ⑤介護 看護、介護職員が実施
  - ⑥機能訓練 機能訓練指導員が実施
  - ⑦レクリエーション・クラブ活動
  - ⑧相談援助サービス
  - ⑨利用者が選定する特別な食事の提供
  - ⑩理美容サービス 月2回理美容師の出張による理美容サービス
  - ⑪貴重品の管理
  - ⑫日常生活上必要なサービス 日常生活用品の購入等
- ※ これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、不明な点については、ご相談下さい。

## 3. 利用料金

### (1) 基本料金

- ①サービス利用料金（介護保険制度では、要支援認定による要支援度によって利用料金が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

	個室	2人・4人部屋
要支援1	451円	451円
要支援2	561円	561円

※上記金額は1割負担分です。所得に応じて2～3割負担になります。

※要介護認定を受けられていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※送迎を行う場合：通常の送迎の実施地域は伊予市とします。

（片道につき）

184円

以下の項目については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合した場合に、所定料金に加算されます。

※緊急時利用加算（7日以内）

200円/日

（医師が緊急に短期入所サービスの利用が必要と判断した場合）

※機能訓練指導加算

12円/日

(機能訓練指導員を配置し、機能訓練をする体制が出来ている場合)

※個別機能訓練加算 56円/日  
 (居宅を訪問し、内容を説明した個別機能訓練計画に沿って訓練を行っている場合)

※サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22円/日  
 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18円/日  
 サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6円/日  
 (手厚い介護サービスを提供する為の体制が整っている場合)

※療養食加算 8円/回  
 (医師の指示箋に基づき下記の療養食を提供した場合)

( 糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、  
 膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食 )

②介護職員処遇改善加算

1月に掛かる「①サービス利用料金」総額の11.3%を負担

③滞在費(以下の表は1日あたりの自己負担金です。)

個室 ⇒ 室料+水道光熱費 : 2人・4人部屋 ⇒ 水道光熱費

	個室	2人・4人部屋
居住費	1,231円	915円

※第1段階～第3段階の方には、下記の表のとおり1日あたりの居住費自己負担に上限があります。

所得段階	居住費	
	第1段階	個室
	2人・4人部屋	0円
第2段階	個室	480円
	2人・4人部屋	430円
第3段階①②	個室	880円
	2人・4人部屋	430円

※下記の方については、室料の負担は無く、水道光熱費のみの負担となります。(①サービス利用料金は、2人・4人部屋料金の負担となります。)

- ・ 感染症や治療上の必要等、施設側の都合により一定期間(30日以内)個室への入所が必要な場合。
- ・ 著しい精神症状等により、同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれ

が高く、個室以外での対応が不可能な方。

※感染症、精神症状等の有無については、医師（主治医）の診断を必要とします。

④食費（以下は1日あたりの自己負担金です。）

食 費	朝食	303円
	昼食	525円
	夕食	513円
	おやつ	104円
	1日合計	1,445円

※第1段階～第3段階の方には、下記の表のとおり1日あたりの食費自己負担に上限があります。

所得段階	食 費
第1段階	300円
第2段階	600円
第3段階①	1,000円
第3段階②	1,300円

※その他、所得の低い方に対しては、負担金軽減に関する諸制度がありますので、ご相談下さい。

## (2) その他の料金

- 特別な食事の提供に要した実費  
（利用者の希望によるもの）
- 理美容代  
利用料金は理美容室に掲示（1,700～2,000円）
- レクリエーション・クラブ活動に要する費用  
材料代等の実費
- 複写物の交付  
1枚につき 10円
- 日常生活上必要となる費用  
日常生活品の購入等の日常生活に要する費用（但し、施設がすべての利用者に一  
律に提供するものを除く。）  
※電気製品使用者 1日につき 50円
- 健康管理費（予防接種代金等） 実費



- ・防災設備           スプリンクラー、消火器、非常口、避難階段、避難器具、防火扉、誘導灯、誘導標識、自動火災報知設備、ガス漏れ報知器、非常警報設備、非常電源設備
- ・防災訓練           年2回

## 7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して生活をおくっていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 8. 緊急時の対応について

介護サービスの提供中に利用者の病状の急変や事故等が生じた場合は予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

## 9. 事故発生時の対応について

当施設は、施設のサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況および事故に際して採った処置について記録をします。

## 10. 損害賠償について

当法人が加入しております保険により対応させていただきます。

## 11. 苦情の受付について

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。受け付けた苦情に対しては内容を確認し、解決に向けて誠意をもって迅速に対応させていただきます。

〒799-3202 伊予市双海町上灘甲5269番地1

TEL (089) 986-0055      FAX (089) 986-0388

苦情・相談受付窓口

〔担当窓口〕 生活相談員 村上 直樹

〔苦情解決責任者〕 施設長 長尾 泰

〔受付時間〕 8:30~17:00 (土日祝日可)

双海夕なぎ会第三者委員

施設内重要事項説明書に明示

①苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が上記時間帯に受付ます。また、ご意見（苦情受付）箱を施設内に設置しています。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることできます。

②苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求める事ができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ア．第三者委員による苦情内容の確認
- イ．第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ．話し合いの結果や改善事項等の確認

以下の窓口においても苦情を受け付けています。

伊予市 長寿介護課 介護保険担当

〒799-3193 伊予市米湊820番地

TEL (089) 982-1111 FAX (089) 983-3681

大洲市 高齢福祉課

〒795-8601 大洲市大洲690番地の1

TEL (0893) 24-2111 FAX (0893) 24-0961

国民健康保険団体連合会

〒791-8550 松山市高岡町101番地1

TEL (089) 968-8700 FAX (089) 968-8717

介護予防短期入所生活介護サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護事業所双海夕なぎ荘

説明者職氏名

氏名

印